

戦略企画雇用経済常任委員会（所管事項説明）資料
目 次

◎所管事項

1	「みえ県民カビジョン」の推進について	1
2	みえ県民意識調査について	5
3	社会保障・税番号制度について	25
4	地方分権改革について	29
5	広域連携について	37
6	広聴広報について	39
7	統計調査について	41

平成26年5月23日
戦略企画部

1 「みえ県民力ビジョン」の推進について

1 進行管理の基本的な考え方

「みえ県民力ビジョン」の推進にあたっては、平成25年4月から本格運用した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。

みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)

※ みえ成果向上サイクルは、「みえ県民力ビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、次年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

- | | | |
|-----------|----|--|
| P (Plan) | 計画 | 長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。「経営方針」は、知事と部局長等の協議の場である「秋の政策協議」を経て策定します。 |
| D (Do) | 実行 | 部局長、副部長、次長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定め、各所属組織において、「経営方針」を具体的に展開します。 |
| C (Check) | 評価 | 計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。 |
| A (Act) | 改善 | 評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「春の政策協議」を経て、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。 |

2 県民の幸福実感の把握

「みえ県民力ビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざしていることから、施策における「県民指標」に加えて、政策分野ごとの16の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めます。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで毎年把握します。

3 新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議の開催

「選択・集中プログラム」のうち、「新しい豊かさ協創プロジェクト」については、県民の皆さんの持つさまざまな力を結集して推進していくため、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を5つのプロジェクトごとに設置しています。

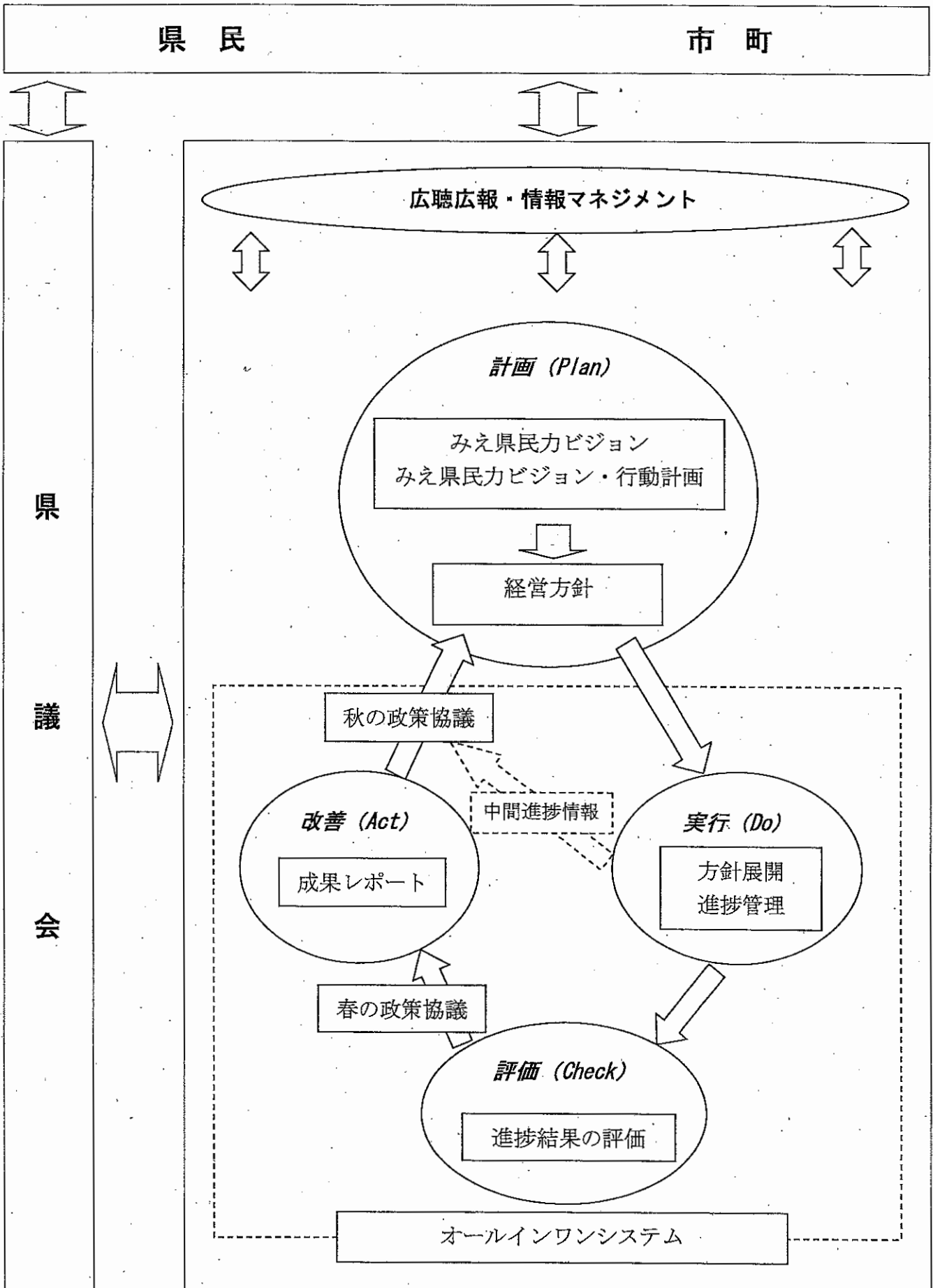
推進会議では、プロジェクトの進捗状況を委員の皆さんと共に確認し、推進するにあたっての課題やその解決策について、現場での実践経験等による意見を踏まえて議論することにより、よりよい取組につなげています。また、推進会議の主な意見については、成果レポートに反映することとしています。

平成25年度は、5つのプロジェクトで延べ15回の推進会議を開催しました。

4 年間スケジュール（案）

平成26年 4月 「平成26年度三重県経営方針」の確定
「第3回みえ県民意識調査」集計結果の公表
「春の政策協議」（実施済み）
6月 「平成26年版成果レポート（案）」の公表
6月～3月 「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」の開催
夏頃 「第3回みえ県民意識調査」分析レポートの公表
9月 「秋の政策協議」の実施
10月 「平成27年度三重県経営方針（案）」の公表
平成27年 1月～2月頃 「第4回みえ県民意識調査」の実施

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）のイメージ図



2 みえ県民意識調査について

1 調査の目的

県では、「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げています。このことから、県民の「幸福実感」を把握し、県政運営に活用するため、一万人の県民の皆さんを対象に、「幸福感」についての意識や、地域や社会の状況についての実感などを項目とする「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。

本年1月から2月にかけて実施した「第3回みえ県民意識調査」の概要は次のとおりです。

2 第3回調査の概要

(1) 調査期間

平成26年1月～平成26年2月

(2) 調査対象

県内に居住する20歳以上の男女10,000人に対する郵送アンケート

(3) 有効回答数

5,456人（有効回答率 54.6%）

(4) 調査項目

（第1回調査からの継続項目）

- ・幸福感
- ・地域や社会の状況についての実感

（新たに設定、見直しをした項目）

- ・生活や仕事のこと
- ・地域や社会とのつながり
- ・家族や精神的なつながり

(5) 集計結果の主な内容

別紙のとおりです。

3 結果の活用等について

(1) 第1回調査及び第2回調査については、詳細に分析した内容をレポートとしてとりまとめのうえ、少子化対策などの政策議論の際の参考としてきたところです。

(2) 第3回調査のデータについても、専門家の助言も得ながら詳細な分析を行い、夏頃を目途にレポートを公表する予定です。集計結果や詳細分析の内容が、「成果レポート」の作成や「三重県経営方針」の策定、当初予算議論の際の参考資料等として活用されるよう、努めてまいります。

集計結果（概要）

1 幸福感

報告書 5～7頁

(1) 日ごろ感じている幸福感

現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。

※第1回及び第2回調査においても質問しています

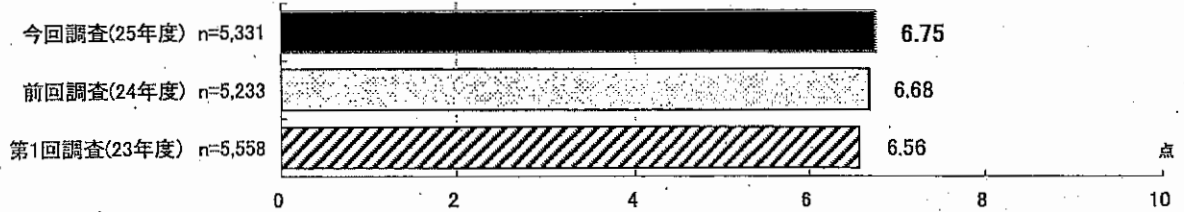
県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感（以下、「幸福感」と記載）について10点満点で質問したところ、平均値は6.75点で、前回調査より0.07点、第1回調査より0.19点それぞれ高くなっています。

点数の分布をみると、「8点」の割合が24.2%と最も高く、次いで「7点」（18.3%）、「5点」（18.1%）となっており、M字型となっています。

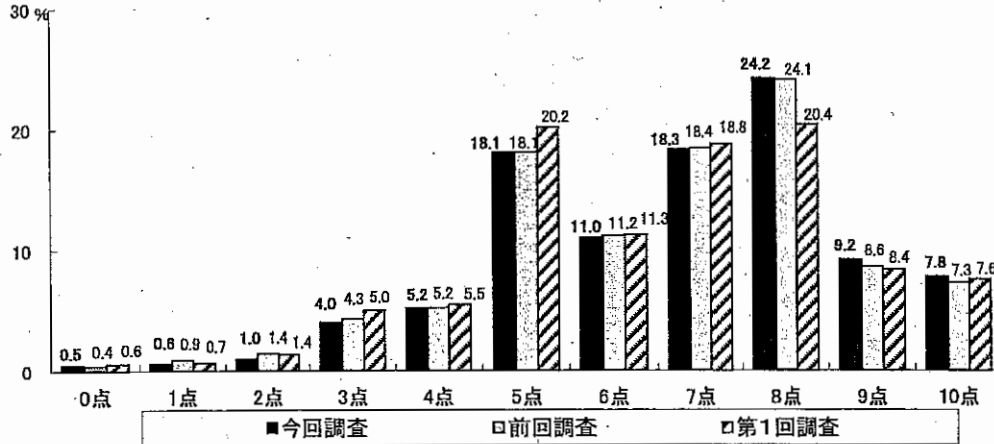
前回調査と比べると、「9点」の割合が0.6ポイント、「10点」の割合が0.5ポイントそれぞれ高く、「1点」から「3点」の割合がそれぞれ0.3ないし0.4ポイント低くなっています。

第1回調査と比べると、「8点」の割合が3.8ポイント高く、「5点」の割合が2.1ポイント低くなっています。

図表1 日ごろ感じている幸福感の平均値



図表2 日ごろ感じている幸福感の分布



(2) 幸福感を判断する際に重視した事項

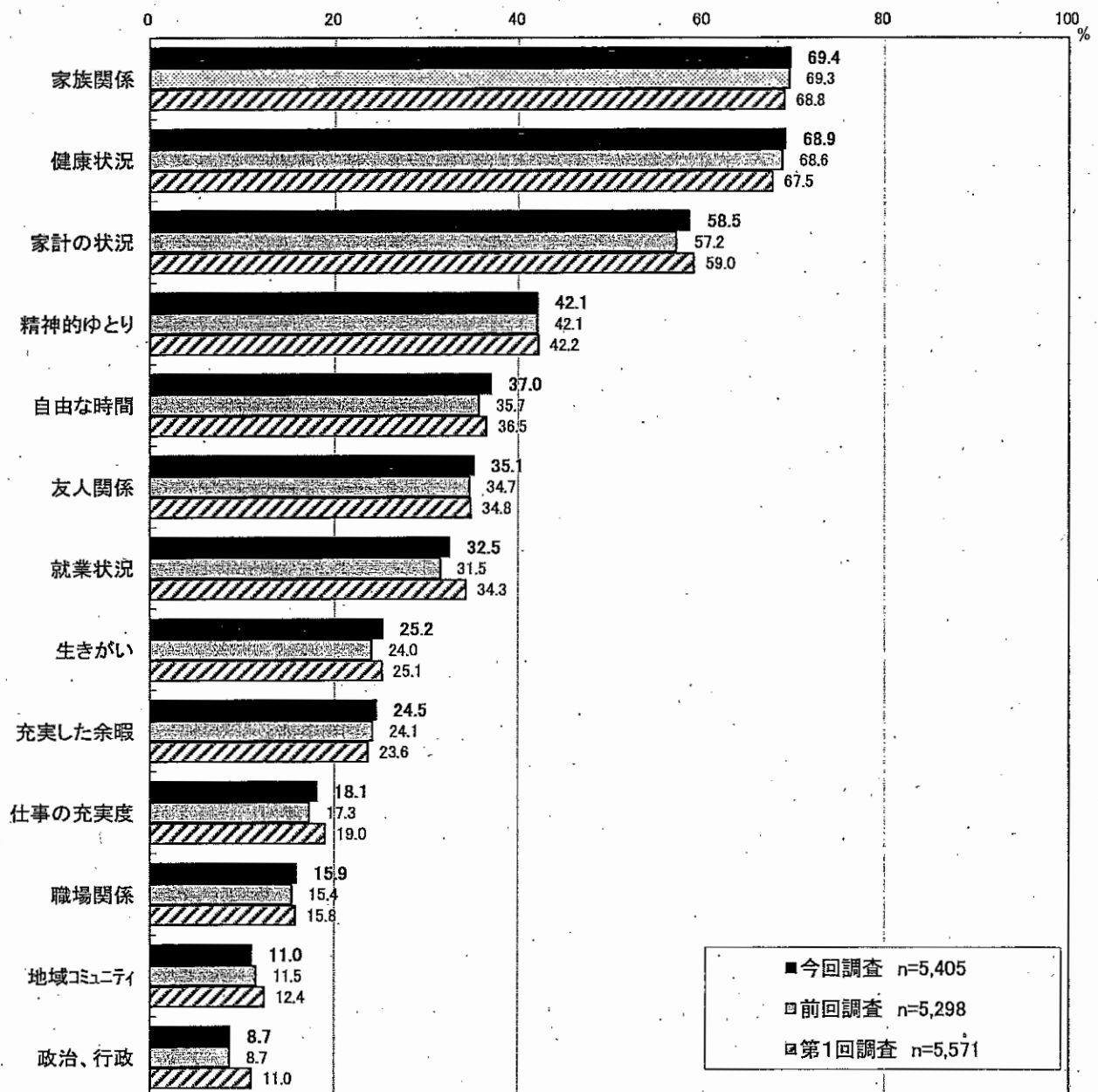
幸福感を判断する際に、重視した事項は何ですか。

※第1回及び第2回調査においても質問しています

幸福感を判断する際に重視した事項は「家族関係」の割合が69.4%で最も高く、次いで「健康状況」(68.9%)、「家計の状況(所得・消費)」(58.5%)となっています。

前回調査と比較すると、前回9位の「生きがい」が8位に、同8位の「充実した余暇」が9位になったものの、順位に大きな変動はありません。

図表3 幸福感を判断する際に重視した事項[複数回答]



(3) 幸福感を高める手立て

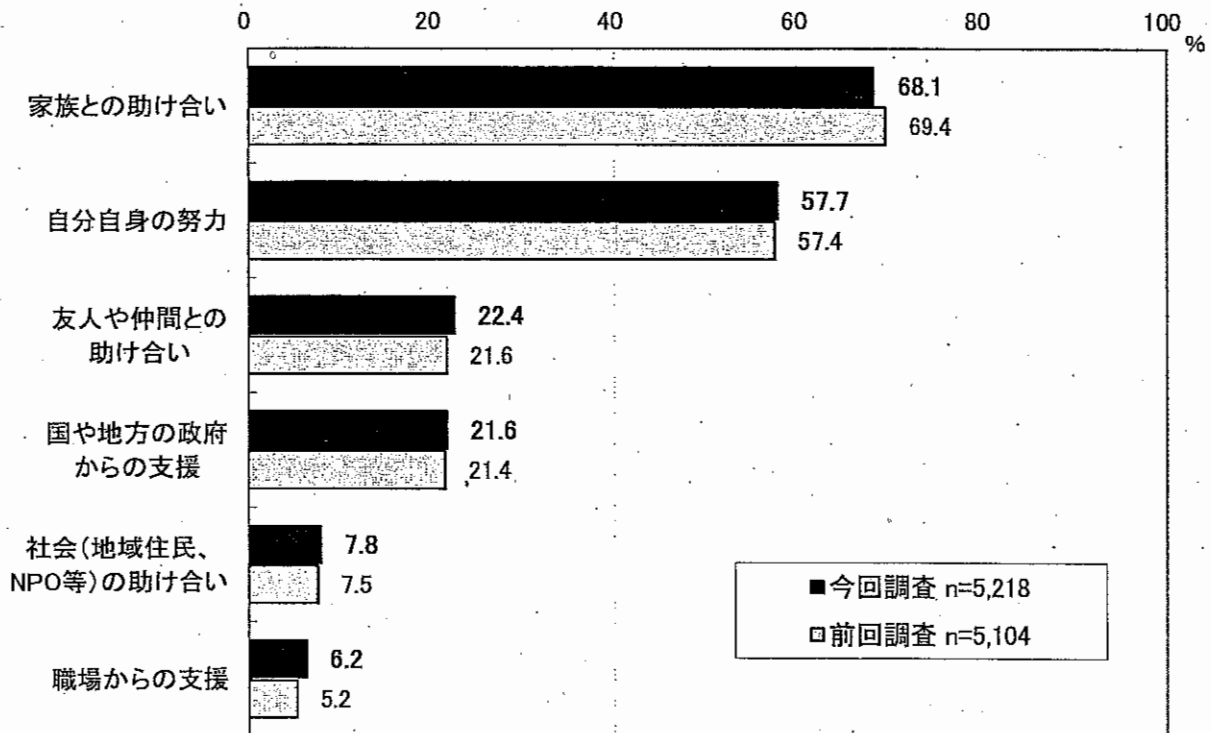
あなたの幸福感を高めるために有効な手立ては何ですか。

※第2回調査においても質問しています

幸福感を高める手立てについては、「家族との助け合い」が68.1%と最も高く、次いで「自分自身の努力」(57.7%)、「友人や仲間との助け合い」(22.4%)となっています。

前回調査との比較では、「家族との助け合い」が1.3ポイント低くなった一方、「職場からの支援」が1.0ポイント、「友人や仲間との助け合い」が0.8ポイントそれぞれ高くなっていますが、順位に変動はありません。

図表4 幸福感を高める手立て〔2つまでの複数回答〕



2 地域や社会の状況についての実感

「地域や社会の状況についての実感」は、平成24年度に策定した「みえ県民力ビジョン」で政策分野ごとに設定した16の「幸福実感指標」に対応した質問となっています。

「幸福実感指標」は、県民の皆さん一人ひとりが生活している中で感じる政策分野ごとの実感の推移を調べ、全体としての幸福実感を把握するための指標です。

地域や社会の状況について、あなたの実感をおうかがいします。

次の(1)から(16)までの16の質問それぞれについて、あなたの実感にもっとも近いものを1つだけ選んでください。

- (1) 災害等の危機への備えが進んでいると感じますか。
- (2) 必要な医療サービスが利用できていると感じますか。
- (3) 犯罪や事故が少なく、安全に暮らしていると感じますか。
- (4) 必要な福祉サービスが利用できていると感じますか。
- (5) 身近な自然や環境を守る取組が広がっていると感じますか。
- (6) 一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できていると感じますか。
- (7) 子どものためになる教育が行われていると感じますか。
- (8) 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じますか。
- (9) スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じますか。
- (10) 自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたいと感じますか。
- (11) 文化芸術や地域の歴史等について学び親しむことができると感じますか。
- (12) 三重県産の農林水産物を買いたいと感じますか。
- (13) 県内の産業活動が活発であると感じますか。
- (14) 働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ていると感じますか。
- (15) 国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいると感じますか。
- (16) 道路や公共交通機関等が整っていると感じますか。

(※) 選択肢はいずれの質問も下記の通りです。

1 感じる 2 どちらかといえば感じる

3 どちらかといえば感じない 4 感じない 9 わからない

※第1回及び第2回調査においても質問しています

○『実感している層』の割合

地域や社会の状況についての実感を聞いたところ、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した『実感している層』の割合は、「(12)三重県産の農林水産物を買いたい」が85.6%で最も高く、次いで「(10)自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」(72.4%)、「(3)犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」(61.5%)の順となっています。

○『実感していない層』の割合

「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した『実感していない層』の割合は「(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」が65.2%で最も高く、次いで「(6)一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている」(60.3%)、「(1)災害等の危機への備えが進んでいる」(59.0%)となっています。

○前回調査との比較

前回調査より『実感している層』の割合が高くなったのは16項目のうち9項目で、増加幅が大きい順に「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(+11.8ポイント)、「(13)県内の産業活動が活発である」(+6.3ポイント)、「(7)子どものためになる教育が行われている」(+3.8ポイント)となっています。また低くなった7項目の減少幅は全て1ポイント未満となっています。

一方、『実感していない層』の割合は「(16)道路や公共交通機関等が整っている」(+0.2ポイント)を除いて前回調査と同率が低くなっており、減少幅が最も大きいのは「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」のマイナス9.8ポイントとなっています。

○第1回調査との比較

第1回調査より『実感している層』の割合が高くなったのは16項目中13項目で、増加幅が大きい順に「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(+15.5ポイント)、「(13)県内の産業活動が活発である」(+7.1ポイント)、「(1)災害等の危機への備えが進んでいる」(+5.8ポイント)となっています。

一方、『実感していない層』の割合は16項目全てで第1回調査より低くなっており、減少幅が大きい順に「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(-15.4ポイント)、「(13)県内の産業活動が活発である」(-8.6ポイント)、「(1)災害等の危機への備えが進んでいる」(-7.5ポイント)及び「(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」(同)となっています。

図表5 地域や社会の状況についての実感（一覧）

	実感している層				実感している層		実感していない層		
	感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	感じない	今回	(前回差)	今回	(前回差)	
	割合				割合	ポイント	割合	ポイント	
	%				%	ポイント	%	ポイント	
	不明								
(1)災害等の危機への備えが進んでいる	3.7	26.5	35.2	23.9	10.8	30.2	(-0.4)	59.0	(-1.2)
(2)必要な医療サービスが利用できる		38.3	23.9	16.9	10.6	48.7	(-0.1)	40.8	(0.0)
(3)犯罪や事故が少なく、安全に暮らしている		47.3	19.6	12.1	6.7	61.5	(0.1)	31.7	(-1.8)
(4)必要な福祉サービスが利用できる		27.7	26.8	17.0	22.9	33.3	(-0.7)	43.8	(-0.5)
(5)身近な自然や環境を守る取組が広がっている	3.1	25.3	33.5	21.7	16.3	28.4	(-0.7)	55.2	(-0.1)
(6)一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている	2.4	18.8	35.6	24.7	18.5	21.2	(0.8)	60.3	(-1.2)
(7)子どものためになる教育が行われている	4.0	28.7	26.5	17.5	23.3	32.7	(3.8)	44.0	(-5.1)
(8)地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている		44.9	19.7	8.0	16.3	56.0	(2.2)	27.7	(-3.1)
(9)スポーツを通じて夢や感動が育まれている		43.2	17.7	7.8	16.2	58.2	(1.1)	25.6	(-0.9)
(10)自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい		37.9	10.4	9.2	8.9	72.4	(-0.7)	18.6	(-0.3)
(11)文化芸術や地域の歴史等について、学び親しむことができる		30.4	30.6	15.5	16.7	37.1	(0.2)	46.1	(-0.3)
(12)三重県産の農林水産物を買いたい		37.9	4.0	6.7	3.0	85.6	(-0.9)	7.6	(-0.2)
(13)県内の産業活動が活発である	3.0	29.3	32.3	13.2	19.7	34.9	(6.3)	45.5	(-6.7)
(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている	2.2	16.3	34.0	31.2	16.3	18.5	(3.2)	65.2	(-4.6)
(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる	3.3	28.0	28.4	20.4	18.5	32.8	(11.8)	48.8	(-9.8)
(16)道路や公共交通機関等が整っている		33.3	28.1	24.5	7.1	40.3	(-0.5)	52.6	(0.2)

※「実感している層」の割合・・・「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合を小数点第2位で四捨五入した数値の合計
 ※「実感していない層」の割合・・・「感じない」と「どちらかといえば感じない」の割合を小数点第2位で四捨五入した数値の合計
 ※割合は、「わからない」や「不明（未回答など）」も分母に含めて算出

3 生活や仕事のこと

報告書 50～53 頁

(1) 女性就労についての考え方

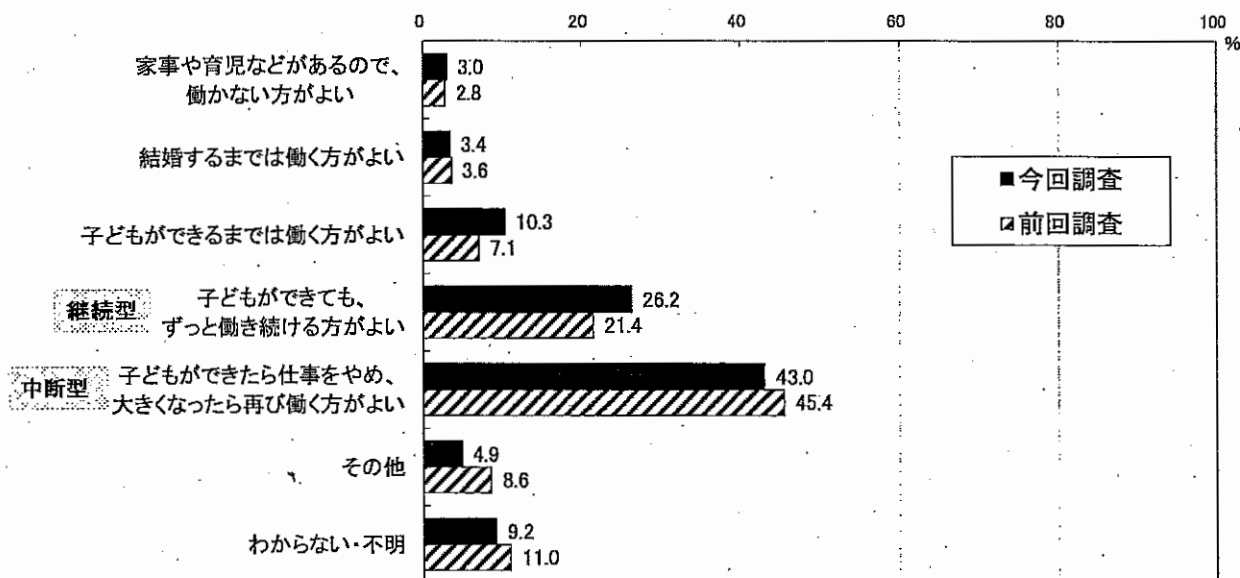
女性が働く（収入のある仕事をする）ことについて、あなたはどのように思いますか。

※第2回調査においても質問しています

女性が働くことについてどう思うか質問したところ、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び働くほうがよい」の『中断型』が43.0%と最も高く、次いで「子どもができて、ずっと働き続けるほうがよい」の『継続型』（26.2%）となっています。

前回調査と比較すると、『中断型』と『継続型』の順位に変更はありませんが、『中断型』が2.4ポイント低くなった一方、『継続型』は4.8ポイント高くなっています。

図表6 女性就労についての考え方



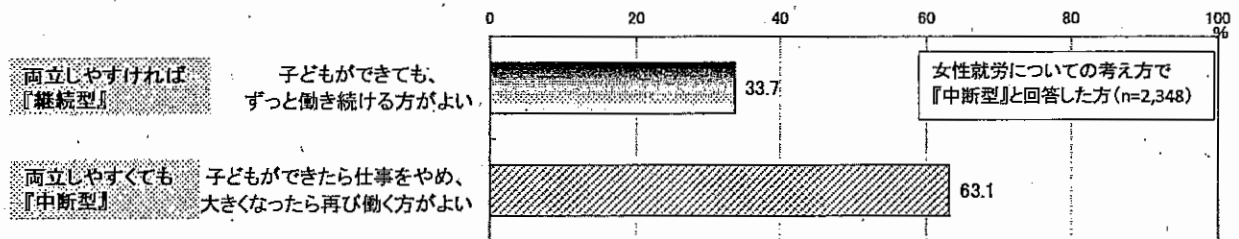
（「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい」と回答した方に）

もし現在よりも、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるとするならば、どのように考えますか。

※新規の質問です

女性就労についての考え方の質問について『中断型』と回答した方に、仕事と子育てが両立しやすい場合の考え方を質問したところ、「両立しやすければ『継続型』」の割合が33.7%、「両立しやすくても『中断型』」が63.1%となっています。

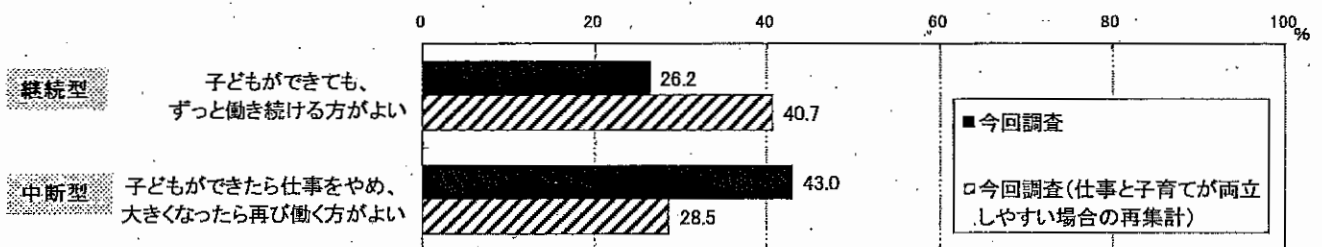
図表7 女性就労についての考え方(仕事と子育てが両立しやすい場合)



※スペースの関係上、「わからない・不明」は表記していません。

女性就労に対する考え方について、『中断型』と回答した方に対する仕事と子育てが両立しやすい場合の再質問を含めて集計すると、『継続型』の割合が26.2%から40.7%へ14.5ポイント増加し、『中断型』の割合が43.0%から28.5%へ14.5ポイント減少することになります。

図表8 女性就労についての考え方(仕事と子育てが両立した場合の再質問を含めた集計)



(2) 希望する就業時間

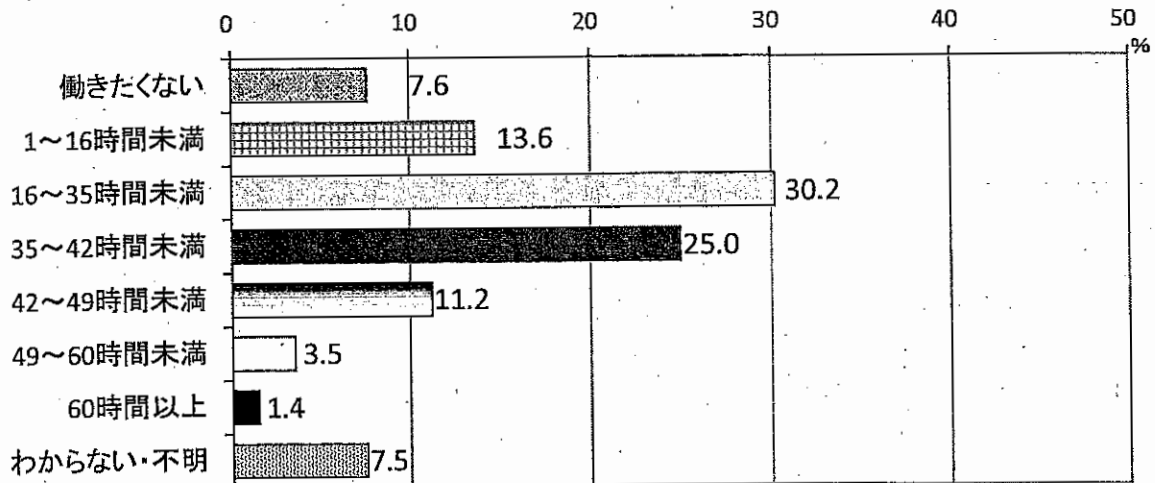
もしあなたが希望する時間だけ働く（収入のある仕事をする）ことができるとすれば、あなたは1週間に何時間くらい働きたいですか。現在働いている方も、そうでない方も全員お答えください。

※新規の質問です

希望する就業時間（1週間）を現在働いていない方も含め全員に質問したところ、「16～35 時間未満」の割合が 30.2%で最も高く、次いで「35～42 時間未満」（25.0%）、「1～16 時間未満」（13.6%）の順となっています。

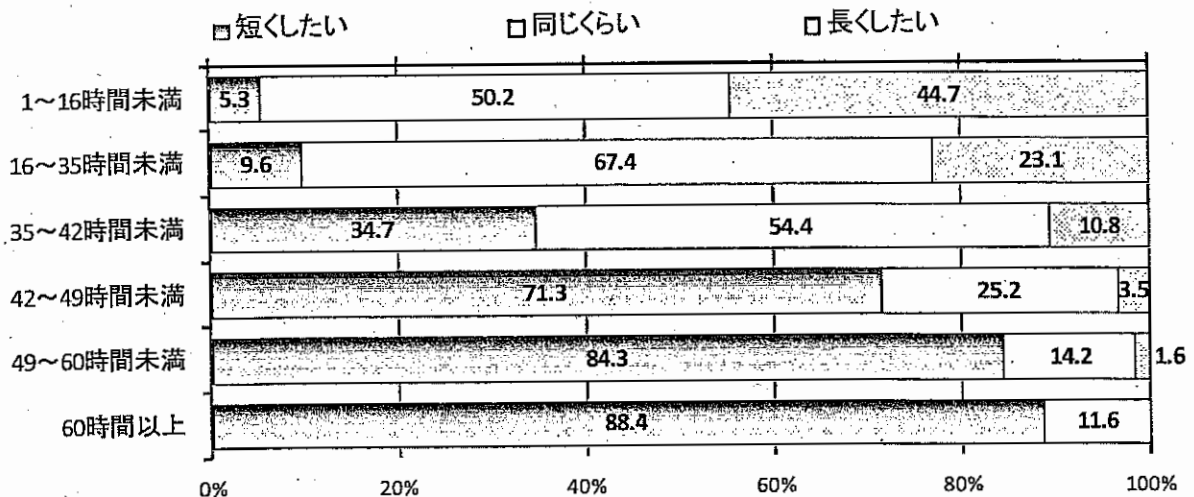
また、「働きたくない」の割合は7.6%、「60 時間以上」は1.4%となっています。

図表9 希望する就業時間



なお、就業時間の希望と現状との関係を見ると、以下のとおりです。

図表10 就業時間の希望と現状



※短くしたい…希望する就業時間で回答した選択肢が、現在の就業時間（問5-2）で回答した選択肢より短い区分の場合
 ※同じくらい…希望する就業時間で回答した選択肢が、現在の就業時間（問5-2）で回答した選択肢と同じ区分の場合
 ※長くしたい…希望する就業時間で回答した選択肢が、現在の就業時間（問5-2）で回答した選択肢より長い区分の場合

4. 地域や社会とのつながり

報告書 62～63 頁

(1) 地域の住みやすさ

あなたにとって、現在お住まいの地域は住みやすいですか。

※第1回、第2回調査及び23年度までの一万人アンケートにおいて質問しています

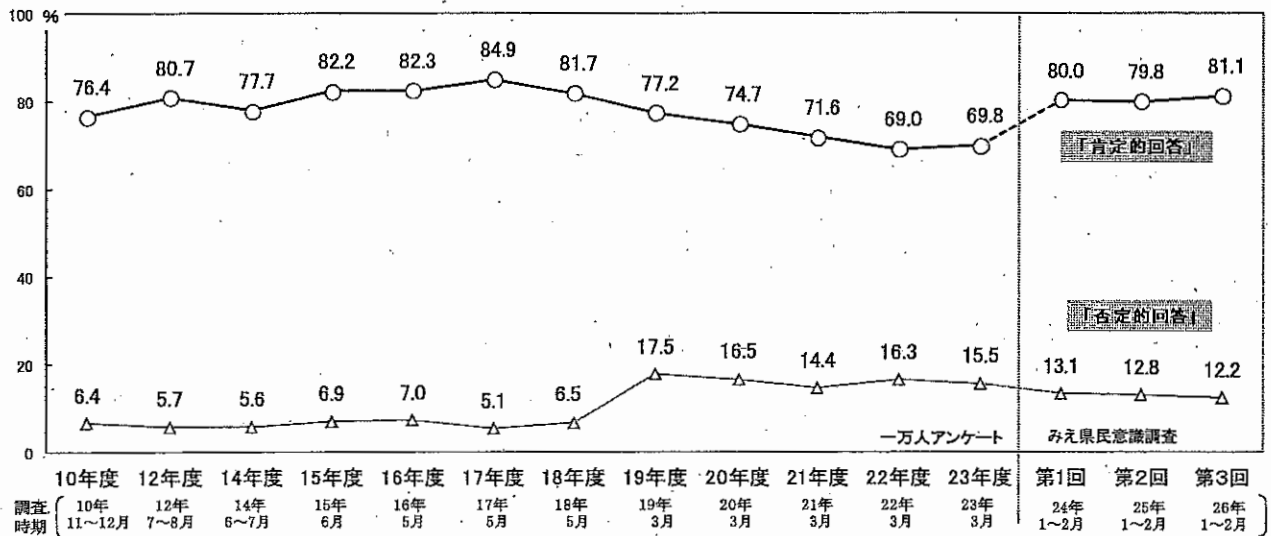
お住まいの地域が住みやすいか質問したところ、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合計した『肯定的回答』の割合が81.1%で、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合計した『否定的回答』の割合（12.2%）より68.9ポイント高くなっています。

前回調査と比較すると『肯定的回答』の割合が1.3ポイント高く、『否定的回答』の割合は0.6ポイント低くなっています。

第1回調査と比較すると『肯定的回答』の割合が1.1ポイント高く、『否定的回答』の割合は0.9ポイント低くなっています。

地域の住みやすさについての意識は一万人アンケート（平成10年度～23年度実施）から継続して調査しています。一万人アンケートの結果を含む推移は以下のとおりです。

図表11 （参考）一万人アンケート（23年度まで）とみえ県民意識調査の「地域の住みやすさ」の推移



※一万人アンケートの「肯定的回答」…「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合計したもの。

※一万人アンケートの「否定的回答」…「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合計したもの。

(2) 会話の程度

あなたは、ご家族やご近所、職場や学校の方、友人や知人の誰かと、ふだんどの程度、直接会って会話をしていますか。(電話やメールなどの対面ではない場合は除きます。また店での注文など、知らない人との会話も除きます)

※新規の質問です

どの程度会って会話をしているかを「家族」、「近所の人」、「職場や学校の人」、「友人・知人」に分けて質問しました。

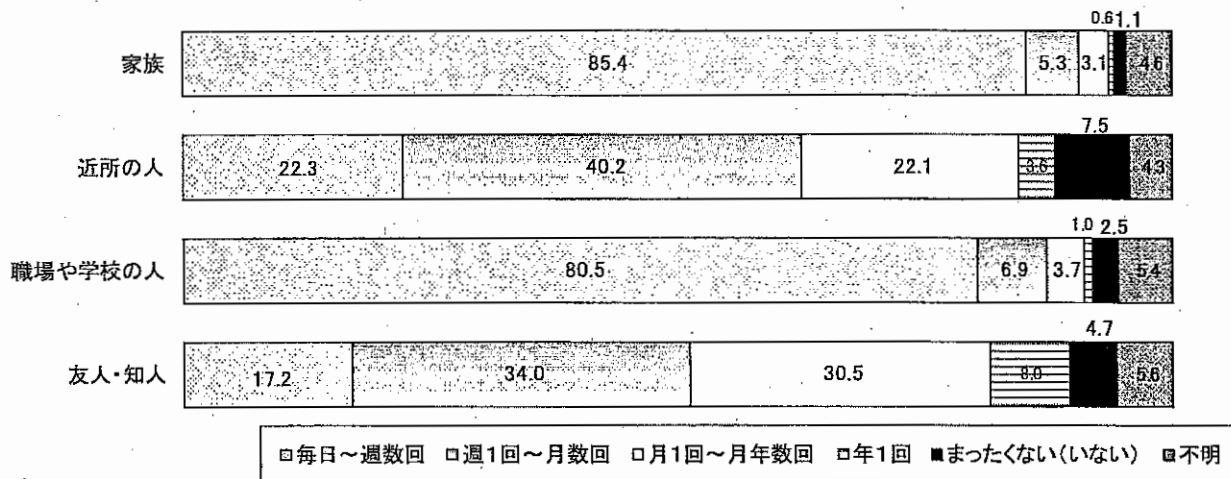
家族との会話の程度については、「毎日～週に数回」が 85.4%、「週に1回～月に数回」が 5.3%、「月に1回～年に数回」が 3.1%、「年に1回」が 0.6%、「まったくしていない(もしくははいない)」が 1.1%となっています。

近所の人との会話の程度については、「毎日～週に数回」が 22.3%、「週に1回～月に数回」が 40.2%、「月に1回～年に数回」が 22.1%、「年に1回」が 3.6%、「まったくしていない(もしくははいない)」が 7.5%となっています。

職場や学校の人との会話の程度について、専業主婦・主夫及び無職を除いて集計したところ、「毎日～週に数回」が 80.5%、「週に1回～月に数回」が 6.9%、「月に1回～年に数回」が 3.7%、「年に1回」が 1.0%、「まったくしていない(もしくははいない)」が 2.5%となっています。

友人・知人との会話の程度については、「毎日～週に数回」が 17.2%、「週に1回～月に数回」が 34.0%、「月に1回～年に数回」が 30.5%、「年に1回」が 8.0%、「まったくしていない(もしくははいない)」が 4.7%となっています。

図表 12 会話の程度



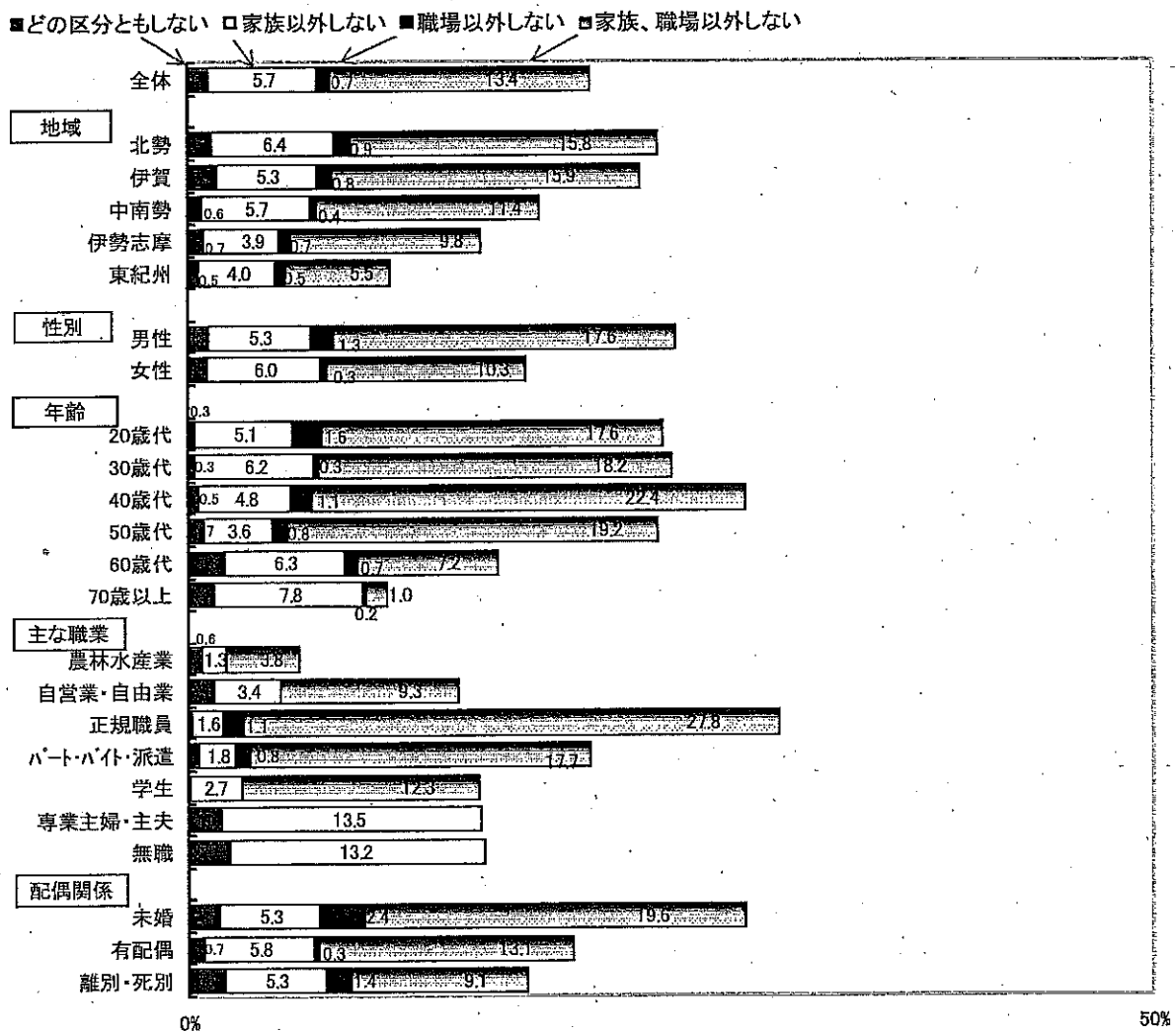
※「家族」、「近所の人」、「友人・知人」は有効回答者全てを対象に集計し (n=5, 456)、「職場や学校の人」は「専業主婦・主夫」、「無職」と回答した人を除いて集計しています。(n=3, 431)

(ふだん会話しない層)

会話の程度が「月に1回～年に数回」、「年に1回」、「まったくしていない（もしくはない）」の場合を『ふだん会話しない』とみなし、家族、近所の人、職場や学校の人、友人・知人を合わせて集計しました。

- ・どの区分の人とも『ふだん会話しない』割合は1.0%となっています。
- ・家族以外と『ふだん会話しない』は5.7%で、属性項目別では、無職や専業主婦・主夫が高くなっています。
- ・職場や学校の人以外と『ふだん会話しない』は0.7%となっています。
- ・家族、職場や学校の人以外と『ふだん会話しない』は13.4%で、属性項目別では、男性や40歳代、正規職員などが高くなっています。

図表13 ふだん会話しない層



※※近所の人及び友人・知人のいずれかもししくはいずれにも回答がなかったものを除外して集計 (n=5,060)

(3) 地域活動への参加状況と意欲

あなたは、今までに、自治会やボランティア、サークル、団体などで行う次のような活動に参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いますか。あてはまるものを1つずつ選んでください。

※新規の質問です

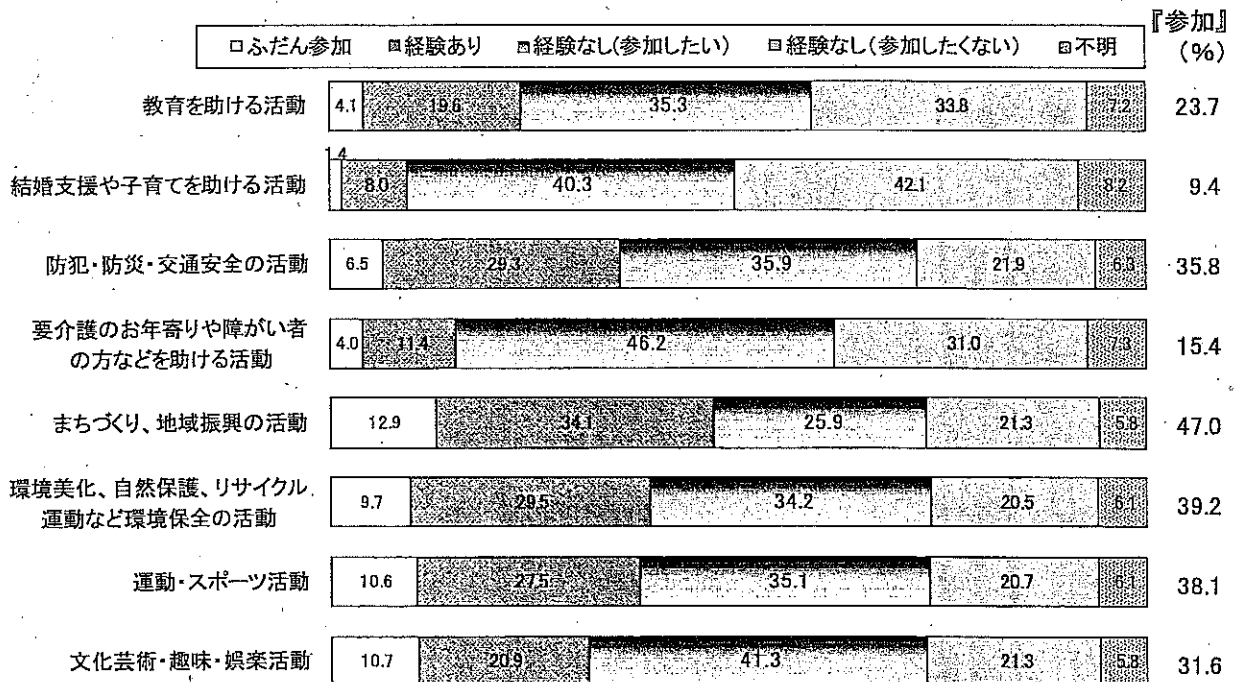
自治会やボランティア、サークル、団体などで行う地域活動への参加状況と意欲について、8分野について質問しました。

「ふだん参加している」と「参加した経験がある」を合計した『参加』の割合は「まちづくり、地域振興の活動」が47.0%で最も高く、次いで「環境美化、自然保護、リサイクル運動など環境保全の活動」(39.2%)、「運動・スポーツ活動」(38.1%)となっています。一方、「結婚支援や子育てを助ける活動」は9.4%で最も低くなっています。

「参加したことはないが、機会があれば参加したい」の割合は、「要介護のお年寄りや障がい者の方などを助ける活動」が46.2%で最も高く、次いで「文化芸術・趣味・娯楽活動」(41.3%)、「結婚支援や子育てを助ける活動」(40.3%)となっています。

「参加したことはなく、参加したいとも思わない」の割合は、「結婚支援や子育てを助ける活動」が42.1%で最も高く、次いで「教育を助ける活動」(33.8%)、「要介護のお年寄りや障がい者の方などを助ける活動」(31.0%)となっています。

図表 14 地域活動への参加状況と意欲



5 家族や精神的なゆとり

報告書 80～81 頁

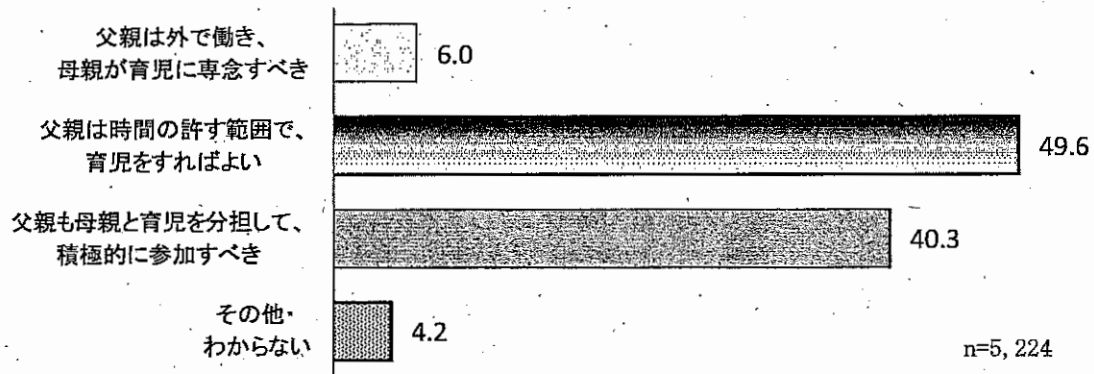
(1) 父親の育児参画についての考え方

父親が育児をすることについて、あなたはどのように思いますか。

※新規の質問です

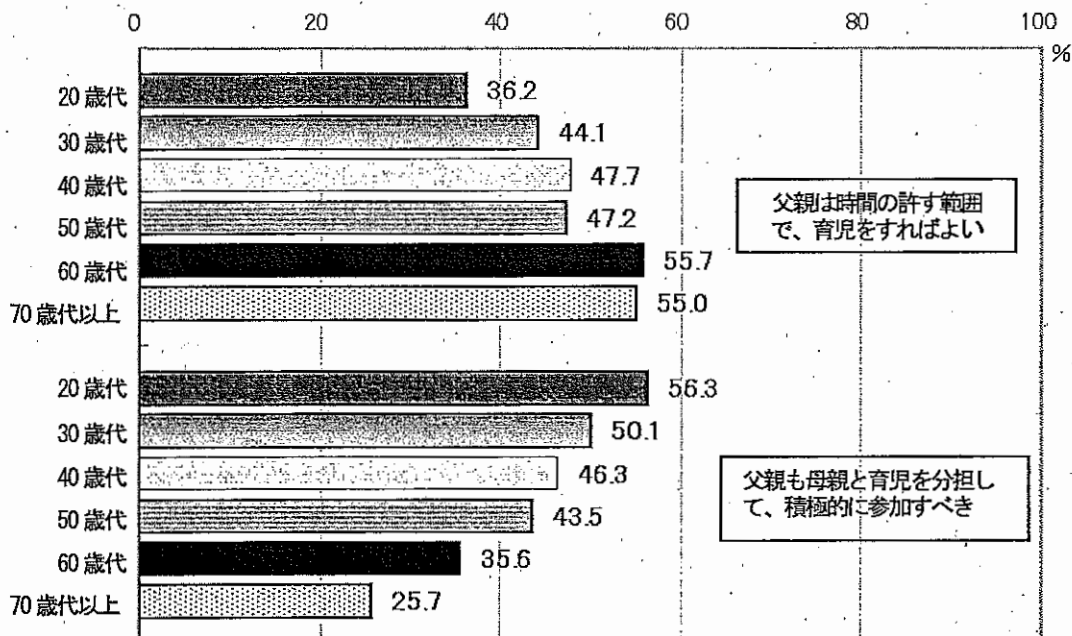
父親の育児参画についての考え方を質問したところ、「父親は時間の許す範囲内で、育児をすればよい」の割合が 49.6%で最も高く、「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」が 40.3%、「父親は外で働き、母親が育児に専念すべき」は 6.0%となっています。

図表 15 父親の育児参画についての考え方



年代別に見ると、年代が低いほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」の割合が高くなっています。

図表 16 父親の育児参画についての年代別の考え方



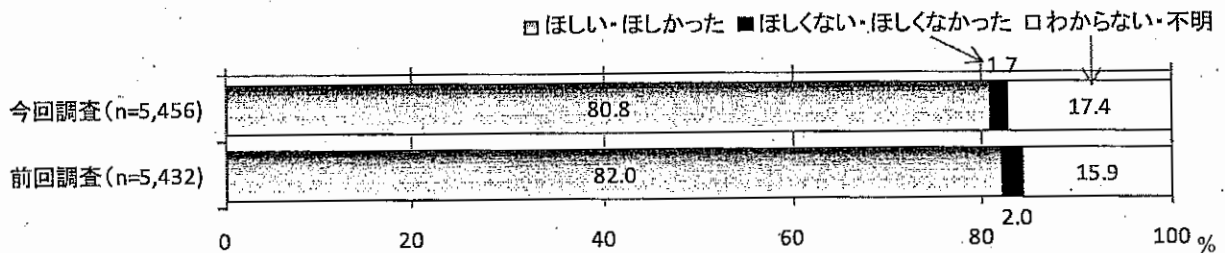
(2) 理想の子どもの数

あなたは子どもを何人くらいほしいですか。あるいは、ほしかったですか。理想の子どもの人数をお答えください。

※第2回調査においても質問しています

「子どもがほしい・ほしかった」の割合は80.8%、「ほしくない・ほしくなかった」が1.7%で、いずれも前回調査より低くなっており、「わからない・不明」が高くなっています。

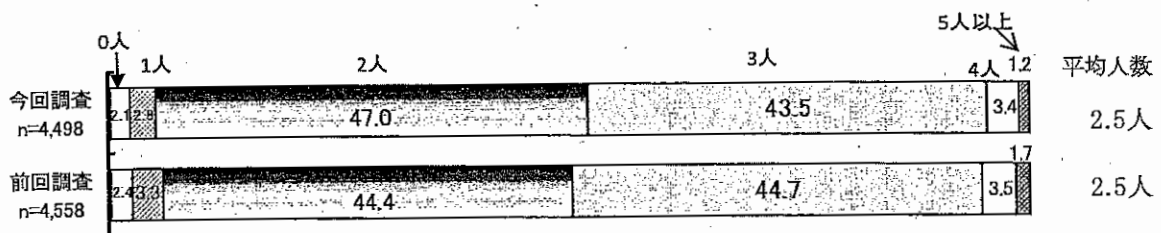
図表17 子どもを希望する割合



理想の子どもの数については、「2人」の割合が47.0%で最も高く、次いで「3人」(43.5%)となっています。前回調査と比較すると「2人」の割合が2.6ポイント高くなった一方、「0人(ほしくない、ほしくなかった)」、「1人」、「3人」などの割合は低くなっています。

理想の子どもの数の平均は2.5人で、前回調査と同じとなっています。

図表18 理想の子どもの数の推移



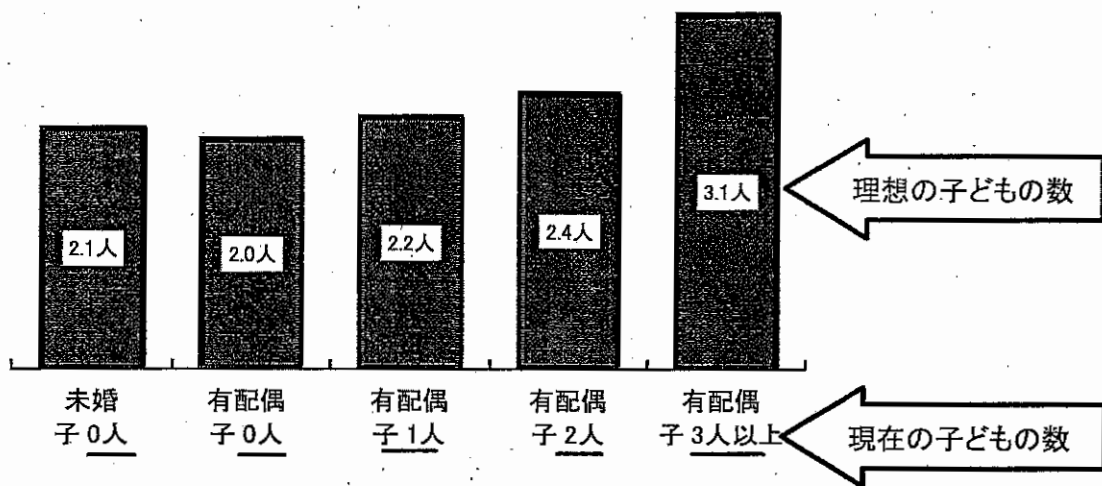
※理想の子どもの人数が明記された回答、及び「ほしくない」と回答した方を対象に割合を算出しています。(n=4,498)

※平均値の算出にあたっては、「ほしくない」の回答を「0人」としています。

(子どもの数の理想と現実のギャップ)

20歳代から40歳代を対象に実際の子どもの数と理想の子どもの数の関係を見たところ、理想の子どもの数は未婚で子どもいない層は2.1人、有配偶で子どもがいない層は2.0人、有配偶で子ども1人の層は2.2人、有配偶で子ども2人の層は2.4人、有配偶で子ども3人以上の層は3.1人で、現在の子どもの数は理想の数より少なくなっています。

図表19 20歳代～40歳代の子どもの数の理想と現実(今回調査)



(3) 結婚に対する考え方

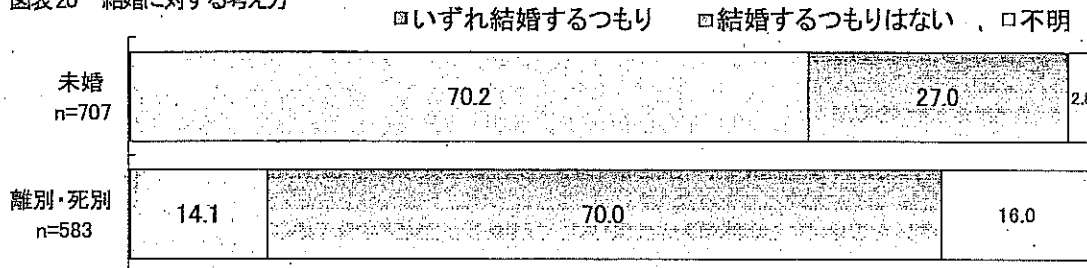
今後の人生を通して考えた場合、あなたの結婚に対する考え方は、次のうちどちらですか

※新規の質問です

結婚に対する考え方について、未婚は「いずれ結婚するつもり」が70.2%、「結婚するつもりはない」が27.0%となっています。離別・死別は「いずれ結婚するつもり」が14.1%、「結婚するつもりはない」が70.0%となっています。

なお未婚の20歳代における「いずれ結婚するつもり」の割合は91.2%となっています。

図表20 結婚に対する考え方

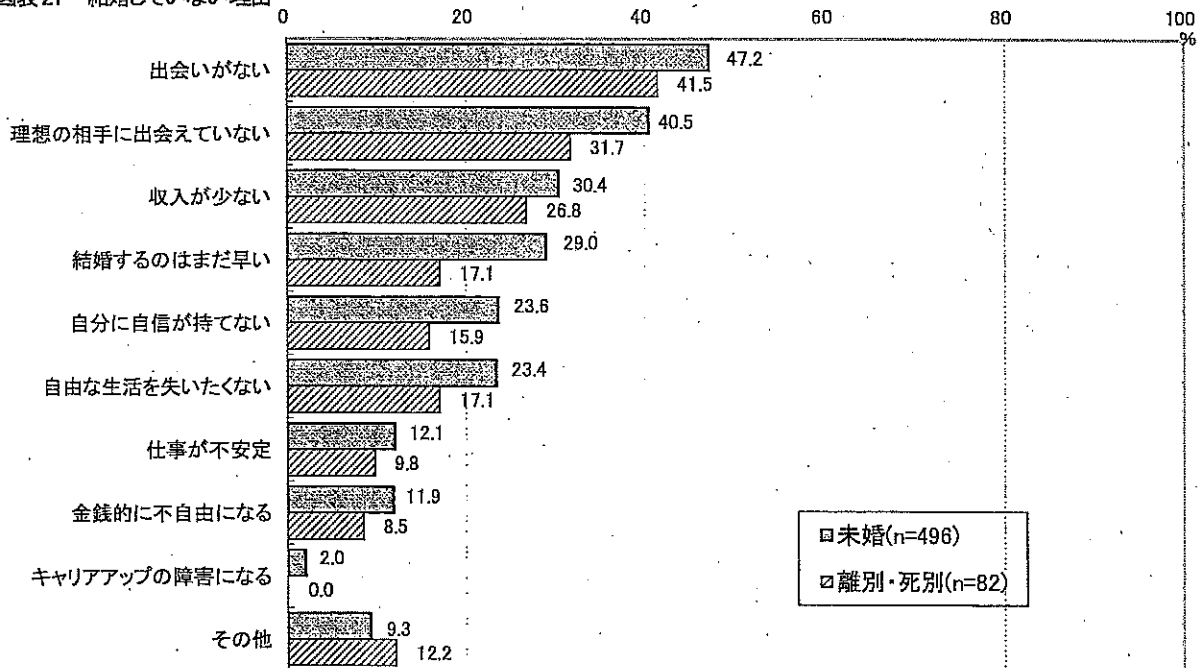


(「いずれ結婚するつもり」と回答した方へ) 現在、結婚していない理由は何ですか。

※第2回調査と質問形式が若干異なります

「いずれ結婚するつもり」と回答した方に結婚していない理由を質問したところ、未婚、離別・死別いずれも、「出会いがない」の割合が最も高く、次いで「理想の相手に出会えていない」、「収入が少ない」の順となっています。

図表21 結婚していない理由



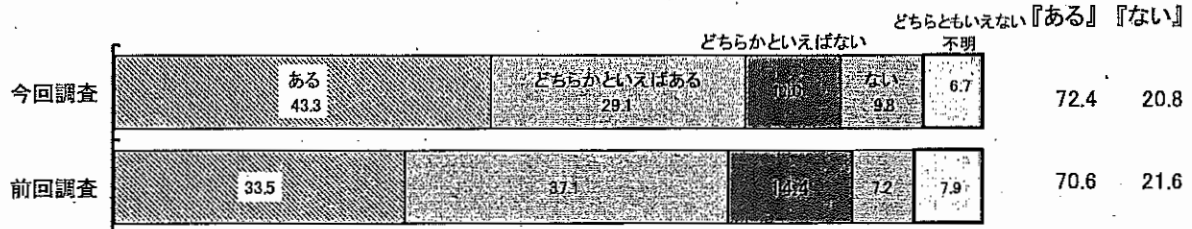
(4) 悩みや不安、心配ごとなど

あなたは、悩みや不安、心配ごとなど、精神面で負担となっていることはありますか。

※第2回調査においても質問しています

悩みや不安、心配ごとなど精神面で負担となっていることがあるか質問したところ、「ある」と「どちらかといえばある」を合計した『ある』の割合が72.4%、「ない」と「どちらかといえはない」を合計した『ない』の割合(20.8%)より51.6ポイント高くなっています。

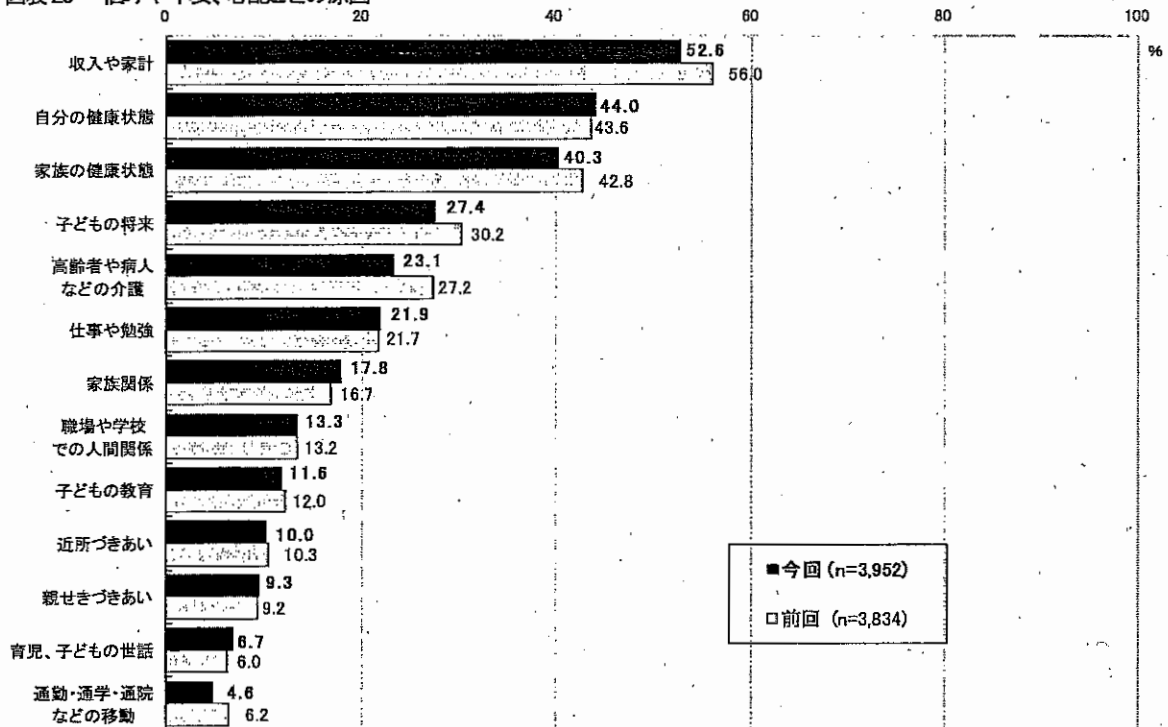
図表22 悩みや不安、心配ごとの有無



その原因としてあてはまるものは何ですか。

悩みや不安、心配ごとなど精神面で負担となっていることが「ある」か「どちらかといえはある」と回答した方に悩みや不安、心配ごとなどの原因について質問したところ、「収入や家計」の割合が52.6%で最も高く、次いで「自分の健康状態」(44.0%)、「家族の健康状態」(40.3%)となっています。

図表23 悩みや不安、心配ごとの原因



3 社会保障・税番号制度について

1 制度の趣旨

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）です。

番号制度では、一人ひとりが自分だけの「番号」を持つことになり、年金、労働、福祉・医療等の社会保障分野と税分野のほか、災害対策分野などで利用することができます。導入により、国や地方公共団体等の機関がそれぞれ保有している同じ人の情報について、それらが同じ人の情報であるとわかるようになります。

2 個人番号の利用範囲

法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）により、個人番号を利用できる範囲は次の分野に限定されています。

- ① 社会保障分野（年金、労働、福祉・医療等）
- ② 税分野
- ③ 災害対策分野
- ④ 社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務

3 導入による効果

制度の導入により、次のような効果が期待されます。

- ① より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化。
- ② 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化。
- ③ ITを活用することにより添付書類が不要となる等、利便性の向上。

4 県の状況

番号制度の導入に向けて、庁内連絡会議を設置するなど、全庁的に対応しているところであり、引き続き、情報共有を図り、適切に対応していく必要があります。

市町へは、適宜説明会を開催するなどして、情報提供・共有を図るとともに、円滑に番号制度を導入できるよう支援を行っているところです。

5 具体的な対応業務

(1) 個人番号利用のための全庁的な環境整備

- 全国的なネットワーク接続のための情報システムの整備
- 関係する条例の改正等、個人情報の保護に関する規定の整備

(2) 個人番号を利用する個別の事務への対応

- 個人番号を利用する事務は法律で具体的に規定されており、それらの事務に関しては、情報システムの改修や条例、規則等の改正が必要となる場合があります。
- 法律で規定する事務以外についても、社会保障、地方税、防災に関する事務を条例で定めることで、個人番号の自治体独自の利用が可能となることから、その検討が必要となります。

6 今後の予定

平成 27 年 10 月の個人番号通知、平成 28 年 1 月の個人番号利用開始、平成 29 年 7 月の国と地方公共団体間での情報照会・提供の開始に向けて、国においては、情報システムや主務政省令の整備等の準備が進められています。県としても、引き続き、国の動きに合わせて、適切な対応を図っていくこととしています。

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

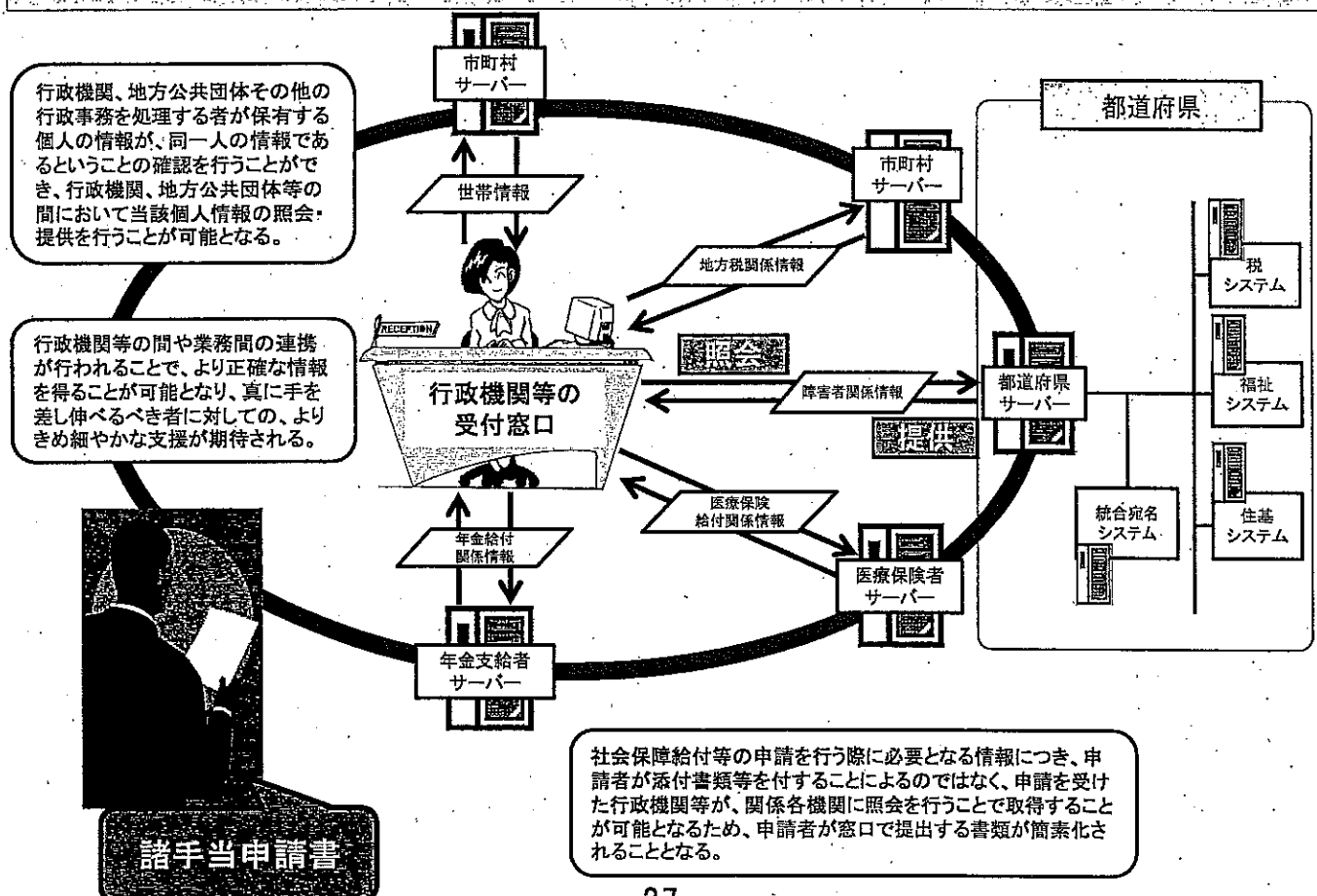
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

＞ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

番号制度導入によるメリット ～導入後～



4 地方分権改革について

1 現状

(1) 地方分権に向けた取組

平成19年4月に「地方分権改革推進委員会（委員長：丹羽宇一郎氏）」が設置され、以降4次にわたり、基礎自治体への権限移譲、出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの勧告が行われました。

これらの勧告を受けて、第1次一括法（義務付け・枠付けの見直し等）、国と地方の協議の場に関する法律、第2次一括法（義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲等）、第3次一括法（地方からの提案も含めた義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲等）が成立しました。

さらに、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、平成25年12月に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を踏まえ、第4次一括法案が今国会（第186回通常国会）に提出（平成26年3月14日）されました。

なお、同方針で、見直しの対象とされたものの、第4次一括法案に含まれなかった、「農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方」について、地方の視点に基づいた措置がなされるよう、全国知事会の地方分権推進特別委員会「農地・農村臨時部会」（部会長：三重県知事）や、地方六団体で設置する地方分権改革推進本部の「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」（座長：三重県知事）において、事務・権限の移譲に向けた議論を進めています。

(2) 道州制

道州制については、今国会（第186回通常国会）において、道州制を推進するための法案提出の動きがあります。

全国知事会では、「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめ、道州制の理念や姿等を基本法で明確に示すこと、また、今後の検討にあたっては、全国知事会の考えを十分踏まえるよう意見を表明しています。

2 今後の県の対応方針

政府の地方分権改革推進本部や与党の道州制推進基本法案に関する議論などの動向を注視し、情報等の把握に取り組むとともに、地方分権がより一層進むよう、県内市町と情報共有等を図りながら、的確に対応していきます。

また、今後も引き続き、全国知事会や近隣府県と連携し、真の地方分権改革に向けた提言や働きかけを積極的に展開していきます。

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務 (改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

※ 日本国憲法の民主主義の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)

②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)

③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

第2次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年8月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*))を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年8月30日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年11月30日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日) 等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）の概要

平成25年6月
内閣府地方分権改革推進室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところであるが、第3次見直しに係る事項（衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案）及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備を行うもの。

- ・第1次見直し－第1次一括法（平成23年4月成立）
- ・第2次見直し－第2次一括法（平成23年8月成立）
- ・第3次見直し－旧第3次一括法案（衆議院解散に伴い廃案）
- ・第4次見直し－「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月閣議決定）

第3次一括法が成立
（平成25年6月7日）
74法律を一括改正

2. 主な改正内容

(1) 第3次見直し関係

通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
- ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告義務を廃止

職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
- ・私立学校審議会等の委員定数の廃止
- ・児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

(2) 第4次見直し関係

地方からの提案等に係る事項

① 義務付け・枠付けの見直し

- ・地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
- ・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
- ・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化

② 都道府県から基礎自治体への権限移譲

- ・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売業等の許可等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
- ・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に等

3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日（平成25年6月14日）
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日（平成25年9月14日）
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成26年4月1日 等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）の概要

平成26年3月
内閣府地方分権改革推進室

1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
(10条等)
- ・商工会議所の定款変更の認可(38条)
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等(44条)

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
(5条等)
- ・病院の開設許可(17条)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(45条)

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）

○ 看護師など各種資格者※の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を、都道府県に移譲。

※ 32資格（25法律）： 児童福祉司・保育士、はり師・きゅう師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、理容師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士、身体障害者福祉司、社会福祉主事、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、知的障害者福祉司、理学療法士・作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士・介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、食鳥処理衛生管理者、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士

商工会議所の定款変更の認可（38条）

○ 商工会議所の定款変更の認可※の国（経済産業局）の事務・権限を、届出制にした上で、都道府県及び指定都市に移譲。

※ 定款変更の認可が必要な事項のうち、事業、会員、役員等に係る事項（目的、名称及び地区に係る事項を除く。）

自家用有償旅客運送※の登録、監査等（44条）

○ 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国（地方運輸局）の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。

（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。）

○ 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

5 広域連携について

1 現状

人々の生活や経済活動が県域を越えて拡大する中で、県単独で解決することが難しい課題が増えてきていることから、県境を越える広域的な課題の解決に向けて、他府県等と連携した取組を進めています。

(1) 中部圏における取組

「中部圏知事会議」や「東海三県一市連絡協議会（東海三県一市知事市長会議）」などに参画し、交流・連携を進めています。平成25年度は、9月に伊勢市内で「東海三県一市知事市長会議」を開催し、観光におけるおもてなしの向上等について意見交換を行いました。

また、伊勢湾の再生や保全に向け、国等関係機関との連携組織である「伊勢湾再生推進会議」に参画するとともに、東海三県一市で構成する「伊勢湾総合対策協議会」内に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、流木や生活ごみなどの海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動や発生抑制に取り組んでいます。

(2) 近畿圏における取組

近畿圏との交流・連携を深めるため「近畿ブロック知事会」に参画しています。平成25年度は、5月に鳥羽市内で開催し、高速道路の早期整備や子ども・子育て支援などについて協議を行いました。

また、観光や文化、情報発信などの分野で、近畿2府8県4政令市と関西の経済団体が一体となって設置した「関西広域機構（KU）」の構成員として、官民連携事業に取り組んできました。現在、同機構の事業を継承した「大阪湾ベイエリア開発推進機構（関西地域振興財団）」に参画し、引き続き連携事業に取り組んでいます。

(3) 紀伊半島における取組

紀伊半島地域に属する三重、奈良、和歌山の三県で、「紀伊半島振興対策協議会（紀伊半島知事会議）」を設立し、紀伊半島の振興と活性化を図るため、連携事業に取り組んでいます。

平成25年度は、紀伊半島における交通体系（アンカールート）の整備促進を国に引き続き提言していくことや、熊野古道世界遺産登録10周年記念事業の共同実施を検討していくことなどについて合意しました。

(4) 新たな地方同士の連携

平成23年度から、13県知事で構成する「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に参加しています。

地方分権・分散の発想の下、地方同士の相互ネットワークによる政策提案、共同研究などの活動を進め、国等への政策提言を行っています。

今年度は、三重県内で開催する予定であることから、県内の実情や取組を踏まえた議論が展開できるようにするとともに、観光や物産等三重の良さをしっかりPRしていきます。

※参加 13 県…青森県、山形県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県

(5) 二県知事懇談会

多様化する政策課題の解決につなげるため、平成 24 年度から共通課題を有する知事と 2 者で懇談会を実施しています。

平成 24 年度は、島根県知事、岐阜県知事、北海道知事と、25 年度は、長野県知事、広島県知事、島根県知事と懇談し、観光振興、産業振興等の連携事業に取り組みました。

今年度は、5 月 14 日、三重県総合博物館に岐阜県知事をお迎えし、県立博物館の連携等について意見交換を行い、今後、資料の相互貸借、共同企画の実施等について連携していくこととしました。

2 今後の県の取組方針

今後も引き続き、他府県等との連携を強化し、県境を越える広域的な課題の解決に向けて効果的な取組を進めていきます。

6 広聴広報について

1 広聴広報事業の概要

(1) 広聴広報活動の基本的な考え方

インターネットの普及、携帯端末の進化など、広報媒体の多様化が進むなか、県と県民の皆さんとの接点である広聴広報活動を、より効果的に行うことが重要となっています。また、データ放送による県政情報の発信や県ウェブシステムの再構築など、県の広聴広報活動も新たな展開を迎えています。県では、このような環境変化を踏まえ、「三重県広聴広報基本方針」を策定し、「戦略的・計画的な広報活動の実施」「政策形成につながる広聴活動の実施」「職員の広聴広報力の向上」を掲げ、広聴広報活動の充実に取り組んでいます。

(2) 平成25年度の広聴広報事業の概要

① 広報関係

- 県広報紙 「県政だより みえ」 毎月1回
データ放送の試験放送の実施（11月、26年2、3月）
- 新聞 「広報みえ」（8回）
主要6紙（朝日、毎日、読売、産経、中日、伊勢）
「全面広告」（7回） 伊勢新聞
- テレビ 「県政チャンネル 輝け！三重人」
三重テレビ 毎週金曜日（第5週除く）22:15～22:30
「中京圏情報発信番組」
東海テレビ 25年 9月22日（日） 13:45～14:40
CBC 25年 9月28日（土） 13:00～13:54
26年 1月 1日（水・祝） 14:30～16:30
- ラジオ 東海ラジオ
こんにちは三重県です 火曜日10:35～10:38
木曜日15:00～15:03
三重県の窓 金曜日 6:50～ 6:53
CBCラジオ
こんにちは三重県です 木曜日11:20～11:24
三重県の窓 土曜日10:51～10:54
FM三重
三重県からのお知らせ 月～金 7:43～ 7:48
月 18:22～18:27
金 18:25～18:30
こんにちは三重県です 火曜日14:21～14:26
- 県ウェブサイト 総ページアクセス数 1,138 万件、
トップページアクセス数 130 万件
ソーシャルメディアの活用（25年度新設数）
ツイッター2、フェイスブック5、ライン2

- 情報発信名刺 3種類の名刺台紙 1,415,900枚印刷
- 知事記者会見 定例会見24回、日々の会見94回

②広聴関係

- 県民の声相談 県民の声
県ウェブサイトにて公開し、政策会議で経営幹部が共有した件数 764件
- IT広聴事業 (e-モニター) e-モニター数 1,200人 アンケート回数 14回
事前登録の県民を対象にインターネットを活用して行う電子アンケート
- みえ出前トーク 223回開催、県民参加数9,159人
- すごいやんかトーク 35回開催、県民参加数290人

2 平成26年度の重点取組

①「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」の策定

現在、県の広聴広報活動は、広聴広報課所管事業のほか、各部局がそれぞれの事業を展開するなかで実施していますが、県組織全体としての県の魅力の効果的なアピールや県民の皆さんとの十分なコミュニケーションが行えているとはいえない面もあります。

そこで、これまでの広聴広報のあり方を抜本的に見直し、基本方針を受けた県の広聴広報活動の中期行動計画として「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」を策定し、県庁全体の広聴広報力のさらなる向上を図ります。

②県ウェブシステムの再構築

県ウェブサイトは、開設後17年を経過するなかで、ページ構成が複雑になったり、更新が滞っている情報があるなどといった現在の運用体制やシステム環境などの面で、多くの問題点や課題が生じています。このため、平成26～27年度に実施するシステムの再構築時に、抜本的なサイト再生に取り組み、28年度からウェブサイトをリニューアルし、新システムによる効果的な情報発信を展開していきます。

③県政情報の新たな発信手段の活用

平成26年4月から、これまでの各戸配布に替えて、県政情報をテレビのデータ放送でお届けすることとし、紙の県政だよりは、スーパー・コンビニ等の民間施設や公共施設に配置しています。データ放送での県政情報の発信と紙の県政だよりの配布方法の変更については、昨年度から試験放送やPRキャラバン等により周知してきたところですが、本年度においても引き続き周知・改良を図り、県民の皆さんが手軽に県政情報を入手できるよう取り組みます。

さらに、図表を多用するなど紙媒体での広報が効果的であると考えられる事項についての広報を充実するため、新聞折込チラシによる県政情報の発信にも新たに取り組むこととし、5月2日に当初予算の概要についてお知らせしました。

7 統計調査について

1 平成 26 年度に実施する統計調査

平成 26 年度に統計課で実施する主な統計調査は、次のとおりです。

(1) 国からの受託調査（（ ）内は所管省庁）

① 毎月または 4 半期調査

(総務省) 労働力調査、小売物価統計調査、家計調査
個人企業経済調査

(経済産業省) 工業動態統計調査、商業動態統計調査

(厚生労働省) 毎月勤労統計調査

② 毎年調査

(文部科学省) 学校基本調査、学校保健統計調査

(経済産業省) 工業統計調査

③ 5 年周期調査

(総務省) 経済センサス-基礎調査

事業所・企業の基礎情報や活動状態等の調査

調査期日 7 月 1 日 調査対象 約 8 万 7 千事業所・企業

全国消費実態調査

家計の収入・支出や貯蓄等家計実態の調査

調査時期 9 月～11 月 調査対象 約千世帯

(経済産業省) 商業統計調査（経済センサス-基礎調査と同時実施）

商業を営む事業所の従業者数や商品販売額等の調査

調査期日 7 月 1 日 調査対象 約 2 万事業所

(農林水産省) 農林業センサス

農林業活動主体の基礎的事項の調査

調査期日 平成 27 年 2 月 1 日

調査対象 約 3 万 4 千経営体

(2) 県単独調査

① 毎月調査

三重県生産動態統計調査、人口推計調査、三重県小売物価統計調査

2 統計情報の分析と提供

マクロ経済分析として、県景気動向指数や県内経済情勢、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成し、公表しています。

統計情報の提供として、統計書、県勢要覧、各種統計調査結果などの統計資料をインターネット及び刊行物で提供を行っています。

統計利用普及促進のため、統計グラフコンクールを実施するほか、統計データ利用促進パンフレットを作成・配布するなど統計情報の利用促進の拡大を図ります。

また、県民の皆さんが利活用しやすいよう、インターネット「みえ Data Box」において迅速な統計情報の提供を行っています。

3 課 題

統計調査を取り巻く環境は、個人情報保護意識の高まりや単身・共働き世帯の増加に伴う不在世帯の増加などにより、年々正確な調査票の収集等が厳しい状況になっています。

また、調査員の確保と資質の向上にも取り組む必要があります。

さらには、統計調査結果などの統計情報を利活用していただけるよう、普及啓発にも取り組んでいく必要があります。

4 今後の対応

今後とも、県民の皆さんへの周知や関係機関への協力要請を行うとともに、市町と緊密に連携して正確で円滑な統計調査実施に取り組んでいきます。

また、県民の皆さんが統計を身近と感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用が進められるよう、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行うとともに、統計の啓発を行っていきます。

平成26年5月

事務事業概要

戦略企画部

目

次

1	組織の概要	1
2	平成26年度当初予算の概要	5
3	事務事業の概要	9
	○戦略企画総務課	11
	○秘書課	11
	○企画課	11
	○政策提言・広域連携課	12
	○広聴広報課	12
	○情報公開課	13
	○統計課	14
	○東京事務所	16

1 組織の概要

戦 略 企 画 部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】	【班等名称】	（電話番号）	《主な所掌事務》
戦 略 企 画 総 務 課 sensomu@pref.mie.jp	企画班	2009	○部内の企画調整、議会対応
	総務・経理班	2009	○部内の組織・人事、予算・経理・決算、危機管理、人権施策
	調整班	2062	○全庁会議、みえ県民意識調査、平和啓発
秘 書 課 hisho@pref.mie.jp	秘書班	2014	○知事・副知事の秘書、行幸啓等皇室事務
企 画 課 kikakuk@pref.mie.jp	企画班	2025	○県政の総合企画、政策研究・政策提案、高等教育機関と地域との連携
	計画班	2025	○「みえ県民カビジョン」の推進、すこいやんかトーク
政策提言・広域連携課 kouiki@pref.mie.jp	政策提言・広域連携班	2089	○国等への政策提言、広域的な交流・連携の総合企画・調整、地方分権、特区・地域再生計画
広 聴 広 報 課 koho@pref.mie.jp	企画・広聴班	2031	○広聴広報の企画調整、県ウェブサイト、IT広聴事業
	広報班	2788	○テレビ・ラジオ・新聞による広報、広報紙発行
	報道班	2028	○報道機関との連絡調整
	県民の声相談班	2647	○県民からの意見・提案・苦情等対応
情 報 公 開 課 koukai@pref.mie.jp	情報公開班	2071	○情報公開、個人情報保護
統 計 課 tokei@pref.mie.jp	人口統計班	2044	○労働力調査、国勢調査、経済センサス基礎調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計、人口推計
	消費・生活統計班	2051	○小売・個人企業・家計調査、毎月勤労統計調査、学校基本・学校保健統計調査、全国消費実態調査
	農水・商工統計班	2052	○経済センサス活動調査、商・工業統計、商業・生産動態、特定サービス調査、農林・漁業センサス
	分析・情報班	3051	○統計分析、統計情報の提供
東 京 事 務 所 tokyo@pref.mie.jp	政策調整課	03-5212-9065	○国行政機関、各種団体等との連絡調整

2 平成 26 年度当初予算の概要

平成26年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)
 上段:(県費)
 下段:事業費

所属名	平成25年度 当初予算額 A	平成26年度 当初予算額 B	増減額 B-A	対前年比 B/A	説明
戦略企画 総務課	(697,225) 697,280	(728,540) 747,387	(31,315) 50,107	(104.5%) 107.2%	・人件費(特別職人件費を含む) 702,832 ・戦略企画諸費 20,191 ・計画推進諸費 5,044 ・番号制度等整備関係諸費 19,120
秘書課	(14,680) 14,680	(13,633) 13,633	(△1,047) △1,047	(92.9%) 92.9%	・調整諸費 12,633
企画課	(13,409) 13,409	(16,162) 16,471	(2,753) 3,062	(120.5%) 122.8%	・行動計画進行管理事業費 10,237 ・高等教育機関と地域との連携の仕 組みづくり推進事業費 1,495
政策提言・ 広域連携課	(15,894) 15,894	(17,615) 23,139	(1,721) 7,245	(110.8%) 145.6%	・広域連携推進費 17,006 ・中部圏・近畿圏連携強化費 4,012
広聴広報課	(331,934) 351,786	(242,010) 251,665	(△89,924) △100,121	(72.9%) 71.5%	・電波広報事業費 86,542 ・県政だより事業費 59,575 ・広聴体制充実事業費 11,725 ・インターネット情報提供推進事業費 44,916
情報公開課	(4,512) 6,221	(4,473) 6,182	(△39) △39	(99.1%) 99.4%	・情報公開制度運営費 5,256 ・個人情報保護対策費 926
統計課	(106,866) 519,721	(91,124) 614,852	(△15,742) 95,131	(85.3%) 118.3%	・統計情報編集費 1,881 ・経済センサス基礎調査・商業統計 調査費 104,154
東京事務所	(28,285) 28,297	(28,103) 28,115	(△182) △182	(99.4%) 99.4%	・東京事務所費 28,015
戦略企画部 合計	(1,212,805) 1,647,288	(1,141,660) 1,701,444	(△71,145) 54,156	(94.1%) 103.3%	

3 事務事業の概要

事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p>【戦略企画総務課】 課長 加藤 正二 Tel 059-224-2009</p> <p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関することについて</p> <p>2 県政の総合調整に関することについて</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、部内の各課等が担当する施策の推進に専念できるよう組織や人事、予算、経理等に関することを一元的に行う。</p> <p>政策会議、経営会議の運営など県政の総合調整に関することを行う。また、「みえ県民意識調査」を実施し、県民の皆さんの幸福実感の継続的な把握などを行う。</p>
<p>【秘書課】 次長兼課長 服部 浩 Tel 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書事務について</p> <p>2 行幸啓等皇室関係事務について</p>	<p>(1) 知事、副知事の日程調整を行うほか、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p> <p>(2) 知事、副知事と各部局間の情報共有のための連絡調整を行う。</p> <p>(1) 天皇陛下をはじめとする皇族方の行幸啓等に際して、関係機関との連絡調整など、必要な業務を行う。</p> <p>(2) その他皇室行事、儀式等について、連絡調整、広報など、必要な業務を行う。</p>
<p>【企画課】 課長 大橋 範秀 Tel 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に関することについて</p>	<p>県政の中長期的な課題を研究するとともに、県政の総合企画に関することを行う。</p>

項 目	概 要
2 政策研究及び政策提案について	政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、高等教育機関と地域との連携を進める。
3 「みえ県民カビジョン」の進行管理について	「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。
【政策提言・広域連携課】	
課長 笠谷 昇	
Tel 059-224-2089	
1 国等への政策提言について	本県の政策を実現していくため、国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映させる事項について、国等に対して積極的な政策提言を行う。
2 県境を越えた広域連携の推進について	住民生活や経済活動が県境を越えて拡大するなか、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して、より効率的、効果的に解決していく、広域的な取組の強化が求められている。こうしたことから、広域的な知事会等の組織に参加するなどして、他府県等との交流・連携を進める。
3 地方分権改革の推進について	地方の自主性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の形成のためには、真の地方分権を実現する必要があることから、国と地方の役割分担の明確化、地方税財源の充実確保、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどの課題解決に向け、国の動向を注視し、全国知事会等と連携し取組を進める。
【広聴広報課】	
課長 湯浅 真子	
Tel 059-224-2031	
1 広聴広報の推進について	(1) 県民が必要とする県政情報を適切かつ確実に伝えるため、テレビ、ラジオ、県広報紙やインターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報

項 目	概 要
<p>県民の声相談監 田中 達也 Tel 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて</p> <p>【情報公開課】 課長 津谷 章雄 Tel 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関することについて</p> <p>2 個人情報の保護対策に関することについて</p>	<p>発信を行う。</p> <p>①テレビのデータ放送活用による広報 ②インターネットによる広報（県ウェブサイトの管理運用） ③紙媒体による広報（県政だよりの発行・新聞広告等） ④放送メディアによる広報（テレビ・ラジオの活用） ⑤パブリシティ活動による広報（知事会見・報道機関への資料提供等）</p> <p>(2) 県民と県とのコミュニケーションの機会を拡大し、寄せられた県民の声を県民サービスや施策等に反映させていくため、県民の声相談及びIT広聴事業等の手法により、県政に係る広聴活動を行う。</p> <p>①県政一般相談、さわやか提案箱等による広聴活動の実施 ②県民の声データベースシステムによる情報の共有化と発信 ③みえ出前トークの実施 ④IT広聴事業（eモニター）の実施</p> <p>(3) 県の広聴広報体制の充実及び職員の広聴広報活動の実効性向上にかかる総合調整を行う。</p> <p>県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行う。</p> <p>職員研修の充実を図りながら、情報公開制度の的確な運用に努める。</p> <p>職員の的確な対応を確保するための研修の充実を図りながら、個人情報保護制度の適正な運用に努める。</p>

項 目	概 要
<p>【統計課】 課長 富永 康之 Tel 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務について</p>	<p>経済センサス-基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査、農林業センサス、工業統計調査、労働力調査、小売物価統計調査などの統計調査等を実施する。</p> <p>(1) 国委託の統計調査事務等</p> <p>① 総務省委託事業</p> <p>a 経済センサス-基礎調査</p> <p>b 全国消費実態調査</p> <p>c 労働力調査 (毎月調査)</p> <p>d 小売物価統計調査 (毎月調査)</p> <p>e 家計調査 (毎月調査)</p> <p>f 個人企業経済調査 (四半期調査)</p> <p>② 経済産業省委託事業</p> <p>a 商業統計調査</p> <p>b 工業統計調査 (毎年調査)</p> <p>c 工業動態統計調査 (毎月調査)</p> <p>d 商業動態統計調査 (毎月調査)</p> <p>③ 文部科学省委託事業</p> <p>a 学校基本調査 (毎年調査)</p> <p>b 学校保健統計調査 (毎年調査)</p> <p>④ 厚生労働省委託事業</p> <p>a 毎月勤労統計調査</p> <p>ア 第一種・第二種事業所調査 (毎月調査)</p> <p>イ 特別調査 (毎年調査)</p> <p>⑤ 農林水産省委託事業</p> <p>a 農林業センサス</p> <p>(2) 県単独の統計調査事務等</p> <p>① 人口推計調査 (毎月調査)</p> <p>② 県小売物価統計調査 (毎月調査)</p> <p>③ 三重県生産動態統計調査 (毎月調査)</p>

項 目	概 要
<p>2 統計情報の分析 と提供について</p> <p>統計利活用監 下里 真志 TEL 059-224-3051</p>	<p>政策立案等の基礎資料とするため、統計の分析調査を行うとともに、県民にわかりやすく統計情報の提供を行う。</p> <p>(1) 統計分析調査</p> <p>① 三重県景気動向指数の作成（毎月）</p> <p>② 「三重県内経済情勢」の作成（毎月）</p> <p>③ 産業連関表作成（5年毎公表）</p> <p>④ 経済分析のノウハウを活用し、県・市町への統計分析の支援</p> <p>(2) 県民経済計算（毎年）</p> <p>① 三重県民経済計算 平成24年度確報推計、平成25年度速報推計</p> <p>② 市町民経済計算 平成24年度推計</p> <p>(3) 統計情報編集 統計書、県勢要覧、各種統計調査結果を個別に集録した統計資料、分析した統計データを編集し、インターネット及び刊行物で提供する。</p> <p>(4) 統計利用普及促進 統計グラフコンクールの実施、統計データ利用促進パンフレットの作成・配布による統計情報の利用促進の拡大をはかる。</p> <p>(5) 「みえ Data Box」の運用管理 三重の統計情報「みえ Data Box」の運用管理により、県民が利活用しやすいよう統計データを一元管理し、インターネットで公開する。</p>
<p>1 統計の利活用促進に関する ことについて</p>	<p>統計の利活用促進に関する ことを行う。</p>

項 目	概 要
<p>【東京事務所】 所長 真伏 利典 TEL 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・中央省 庁等との連絡調整・ 情報収集及び情報 の発信について</p>	<p>県の政策・施策の推進・実現化をサポートするため、国会議員・中央省 庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏におい て三重県の情報を発信する。</p>